

京都大学学際融合教育研究推進センター要項

- 第1 京都大学に、学際融合教育研究推進センター（以下「センター」という。）を置く。
- 第2 センターは、学際的な教育研究を推進するための支援を行う。
- 第3 センターにセンター長を置く。
- 2 センター長は、京都大学の専任の教授のうちから、総長が指名する。
- 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 センター長は、センターの所務を掌理する。
- 第4 センターに、教員を置き、必要に応じてその他の職員を置くことができる。
- 第5 センターに、その管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。
- 2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
- (1) 総長が指名する理事 若干名
- (2) センター長
- (3) 部局長 若干名
- (4) その他センター長が必要と認める者 若干名
- 3 前項第3号及び第4号の委員は、総長が委嘱する。
- 4 第2項第3号及び第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第6 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 2 委員長は、運営委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。
- 第7 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。
- 2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 3 運営委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。
- 第8 運営委員会に関する事務は、企画部企画課において処理する。
- 第9 この要項に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター長が定める。
- 附 則
- 1 この要項は、平成22年3月9日から実施する。
- 2 この要項の実施後最初に任命するセンター長の任期は、第3第3項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。
- 3 この要項の実施後最初に委嘱する第5第2項第3号及び第4号の委員の任期は、第5第4項本文の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。